



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワーク評価結果を公表します。

石川県

グリーンボンド・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)グリーン性評価
(資金使途)**g1(F)**管理・運営・
透明性評価**m1(F)**

発行体	石川県
評価対象	石川県 グリーンボンド・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 石川県の概要

石川県は、日本有数の城下町である金沢市が県都であり、加賀百万石と呼ばれる歴史によって培われた伝統文化・伝統工芸を有している。石川県は、北の日本海に突き出た海岸地形に特徴のある能登半島と、県南部に広がる加賀平野で構成されている。能登半島では、日本の原風景が現存し、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」が広がっており、生物多様性が守られた伝統的な農法や漁法が行われ、トキの放鳥候補地に選定されたほか、豊富な水産資源を活かした食品加工業が発達している。加賀平野では、日本三名山の一つである霊峰白山を仰ぎ、白山から手取川を経て日本海に至る白山市全域が「白山手取川ユネスコ世界ジオパーク」の認定を受けており、数多くの動植物が生息する原生林が広範囲に残り、林業や木材加工業が盛んである。

また、石川県は、機械、繊維、食品、IT関連産業を中心とした製造業が多く集積し、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇るニッチトップ企業が多い。交通面では、2015年に金沢駅まで北陸新幹線が開通し、首都圏へのアクセスを向上させている。

▶▶▶2. 石川県の ESG に関する県政及び脱炭素に向けた取り組み

石川県は、県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた最上位計画「石川県成長戦略」を策定している。成長戦略は、基本目標として「幸福度日本一の石川県」を掲げており、あらゆる分野に GX 等の考えを取り入れて、県政運営の方針を示している。

成長戦略を環境分野から推進する位置づけの「石川県環境総合計画」は、2020 年に現行計画を策定している。その後、国の地球温暖化対策計画の改定やトキの放鳥に向けた取り組みなど、環境保全に関する状況の大きな変化を踏まえ、2022 年に一部改定している。環境総合計画は、計画推進のために 6 つの柱（「地球環境の保全」「循環型社会の形成」「自然と人との共生」「生活環境の保全」「質の高い環境の形成に資する産業活動の推進」「環境を通じた人づくり・地域づくり」）を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに現状、課題、目指す環境の姿、取り組みの方向性、行動目標を示している。

▶▶▶3. グリーンボンド・フレームワークについて

今般の評価対象は、石川県がグリーンボンドにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021 年版）¹」及び「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）²」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

石川県は、「石川県成長戦略」、「石川県環境総合計画」等で策定した目標及び方針に沿って、本フレームワークの適格クライテリアを設定した。具体的には、エネルギー効率、再生可能エネルギー、クリーン輸送、グリーンビルディング、気候変動への適応、生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理が資金使途として特定されている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

プロジェクトの選定プロセスは専門的な知見を有する部署の関与のもと進められる。調達資金は、確実にグリーンプロジェクトへ充当されるよう、管理体制が構築されている。レポーティングとして開示される項目は環境改善効果が示される予定となっている。以上より、JCR は石川県における管理運営体制は適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について庁内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

石川県が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、石川県の環境総合計画等が目指す気候変動緩和・適応等の目標を達成するための重要な施策と密接に関連しており、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク
2. 調達資金の使途 Use of Proceeds

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトに充当される予定です。

グリーンボンド原則 事業区分	適格プロジェクト	想定される効果/ 環境面での便益
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> いしかわエコハウスの省エネ化および省エネ住宅の普及 県有施設の LED 化や省エネ設備の導入 カーボンニュートラルレポートの形成（ふ頭照明の LED 化等） 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量削減 エネルギー利用量削減
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設への太陽光発電設備の導入 カーボンニュートラルレポートの形成（太陽光発電設備の導入） 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量削減
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> 北陸新幹線（金沢・敦賀間）整備 IR いしかわ鉄道資産取得および設備整備 公用車の環境対応車（EV、PHV、HV、FCV）導入 水素ステーションの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量削減

グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境性能の高い県有建築物*の新築、改修 	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガスの排出量削減
気候変動への適応	<p>【水害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川整備、ため池整備、農業用施設の防災対策 <p>【高波・高潮対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸保全のための護岸・堤防等の整備 <p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策、道路法面工事 ● 災害時のネットワーク形成に向けた緊急輸送道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水災害など発生時の浸水被害の軽減 ● 水災害など発生時の土砂災害の緩和 ● 水災害など発生時の安全・信頼できる交通インフラの維持
生物自然資源及び土地利用にかかる環境維持型管理	<p>【森林・林道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水源かん養機能の維持・向上のための森林整備 ● 森林環境保全のための林道整備 ● 公共建築物や土木工事における県産材利用の促進 <p>【水産資源の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水産資源の増大のための漁場・増殖場整備 ● 漁業調査指導船の整備 <p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立・国定公園等施設整備 <p>【トキの生息環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮したほ場整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の多面的機能の維持 ● 水産資源の保全 ● 自然環境や自然景観の保全 ● トキをはじめとする生態系の保全

※ 以下のいずれかの環境認証を取得、もしくは将来取得、または更新予定の建物を指す

- CASBEE 建築における S ランク、A ランク、B+ランク
- BELS における 3 つ星以上
- DBJ Green Building における 3 つ星以上
- LEED 認証における Platinum、Gold、Silver
- BREEAM 認証における Outstanding、Excellent、Very good
- ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented

【本フレームワークに対する JCR の評価】

石川県は、生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境の保全を行い、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的に「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」³を制定している。同条例では、3つの基本理念を定めている。

1. 環境の保全は、
 - [1]環境への負荷の少ない、循環を基調とする持続可能な社会を構築し、
 - [2]自然と人との共生が将来にわたって確保され、
 - [3]広く県民がその恵みを享受するとともに、
 - [4]将来の県民に継承していくこと、
 を目的として行われなければならないこと。
2. 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならないこと。
3. 環境の保全は、環境に関する知識、知恵、情報等を結集して行われなければならないこと。

図 1：ふるさと石川の環境を守り育てる条例 基本理念⁴

また、石川県では、上記条例の基本理念に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として「石川県環境総合計画」を策定している。環境総合計画は、2025年度を目標年次とし、6つの柱を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指す環境の姿、取り組みの方向性、行動目標を示している。さらに、中期目標として「2030年度の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）」、長期目標として「2050年までに県内の温室効果ガス排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を掲げ、部門別の削減目標と取り組みの方向性を示している。

環境総合計画は、地球温暖化対策推進法第21条において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられると共に、気候変動適応法第12条において策定するよう努めるものとされている「地域気候変動適応計画」にも位置付けられている。

また、上記条例・計画のほかにも、「金沢港・七尾港カーボンニュートラルポート形成計画」や「石川県再生可能エネルギー推進計画」などの環境関連計画も策定している。石川県は、これらの条例・計画を踏まえて、本フレームワークにおける資金使途を定めている。

³ 2004年4月1日に施行された。

⁴ 出典：石川県庁 ウェブサイト <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/jyorei/outline01.html#article01>

1. プロジェクトの環境改善効果について

資金使途1：エネルギー効率

資金使途1は、エネルギー効率の向上を目的として石川県が実施するいしかわエコハウスの整備、県有施設の省エネルギー化、カーボンニュートラルポートに係る工事である。整備によって高い省エネルギー性能が期待されるため環境改善効果がある。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

【いしかわエコハウスの省エネ化及び省エネ住宅の普及】

石川県は、いしかわエコハウスの省エネ化を資金使途の対象とし、省エネ住宅の普及を図っている。

いしかわエコハウスは、環境省の21世紀環境共生型住宅いわゆるエコハウスのモデル整備事業⁵として建築された。北陸地方では、石川県が唯一採択されている。この事業は、CO₂排出量が増加している家庭部門における地球温暖化対策として期待されているエコハウスの普及を図りながら、住宅・設備関連事業者がエコハウスに対する知識や最新のエコ改修に関する技術を高め、新たな需要創出を図ることを目的とした事業である。石川県は、いしかわエコハウスを用いて、住宅・設備関連事業者等向けに設計・施工に関する勉強会を開催し、ノウハウを普及させている。

石川県は、エコハウスやエコ改修のノウハウをさらに広く普及させるため、現在のいしかわエコハウスをZEH+の水準まで改修する。ZEH+の基準は、基準一次エネルギー消費量から25%以上の削減・年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅であり、高い環境改善効果を有する。

【県有施設のLED化や省エネ設備の導入】

石川県は、県有施設のLED化や最新の省エネ設備の導入を資金使途の対象としている。本資金使途は、温室効果ガス排出削減に資する取り組みであり、30%以上のエネルギー効率の改善を適格クライテリアとしている。エネルギー効率の削減率30%は、グローバルな水準に照らして遜色のないものとJCRは評価している。

石川県は、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「県庁グリーン化率先行動プラン」を策定している。その目標として、県庁全体で国を上回る「2030年度の温室効果ガス排出量を60%削減（2013年度比）」を掲げ、本資金使途項目はこの目標に貢献する。この目標達成に向け、既存設備を含めた県有施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指している。

⁵ 地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に活かされることと、さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられることがエコハウスの基本となっている。環境省エコハウスモデル事業では、「環境基本性能の確保」「自然・再生可能エネルギー活用」「エコライフスタイルと住まい方」の3つのテーマを基本的な考えとした上で、地域の特性を十分に活かした家づくりを目指す。

【カーボンニュートラルポートの形成（ふ頭照明のLED化等）】

石川県は、カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画を策定した金沢港・七尾港におけるふ頭照明のLED化等を資金使途の対象としている。上段の県有施設のLED化等と同様、本資金使途は30%以上のエネルギー効率の改善があり、環境改善効果は高い。

日本における港湾は、輸出入貨物の99.6%が経由する国際サプライチェーンの拠点となっており、また、CO₂排出量の約6割を占める発電所、鉄鋼、化学工業等の多くが立地する臨海部産業の拠点、エネルギーの一大消費拠点となっている。すなわち、港湾地域は、脱炭素エネルギーである水素や燃料アンモニア等の輸入拠点となるとともに、これらの活用等によるCO₂削減の余地も大きい地域である。このため、港湾地域において脱炭素化に向けた先導的な取り組みを集中的に行うことは、日本の2050年カーボンニュートラルの実現に効果的・効率的であると考えられ、国土交通省ではCNPの形成を推進している。CNPは、国際物流の結節点かつ産業拠点となる港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指している。

同様に、石川県においても、金沢港や七尾港には、石油基地やLPG基地などのエネルギー供給拠点施設が立地していることに加え、金沢港では、コンテナ船やクルーズ船が運航し、七尾港では、火力発電所により石炭などのエネルギーが消費されていることから、石川県におけるカーボンニュートラルを進める上でも、両港の脱炭素化が重要である。このような背景から、金沢港と七尾港において、CNP形成計画を策定している。

CNP形成計画は、県や各事業者のCNP形成に資する取り組みを具体的に示している。本資金使途項目は、同計画の中で県が対応することとなっている。

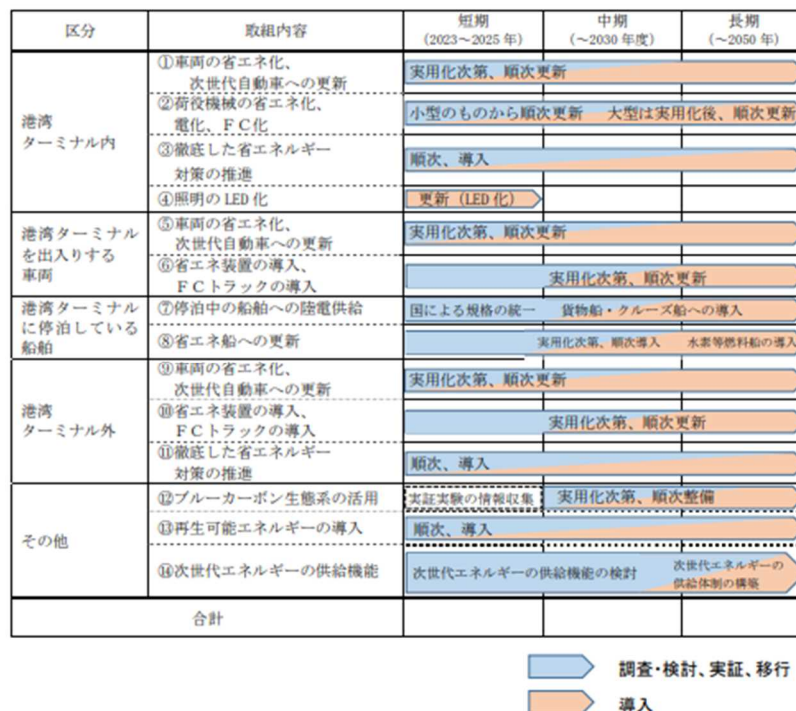


図2：金沢港 CNP 形成計画におけるロードマップ⁶

⁶ 出典：石川県 金沢港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/minato/documents/cnp_keikaku_kanazawa.pdf

資金使途2：再生可能エネルギー

資金使途2は、県有施設の太陽光発電設備の導入及びカーボンニュートラルポートに係る工事である。化石燃料を用いずエネルギーを生成することが可能になるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

【県有施設への太陽光発電設備の導入】

石川県では、県有施設の屋根・屋上に再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置を資金使途の対象としている。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。本資金使途により発電した電力は、県有施設での利用を想定しており、上述の「県庁グリーン化率先行動プラン」で掲げる目標に貢献する。この目標の達成に向け、2030年度までに、設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することと、県庁全体で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指す。

また、県全体の取り組みとして、「石川県再生可能エネルギー推進計画」を策定しており、石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和が図られるよう留意しつつ、再生可能エネルギーの導入を促進することで、同計画の目標である2030年度までに再生可能エネルギーによる発電電力量を、46億kWh程度とすることを目指している。

【カーボンニュートラルポートの形成（太陽光発電設備の導入）】

石川県は、CNP形成計画を策定した金沢港・七尾港における太陽光発電設備の導入を資金使途の対象としている。

上述の通り、石川県は、金沢港と七尾港に係るCNP形成計画を策定し、両港における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指している。本資金使途項目について、石川県は同港の県営上屋への活用を予定しており、CNP形成計画に沿った取り組みである。

資金使途3：クリーン輸送

資金使途3は、新幹線整備、並行在来線鉄道資産取得、電動車等の導入のための資金である。鉄道整備、電動車等の導入等によりCO₂削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

【北陸新幹線（金沢・敦賀間）整備】

石川県は、北陸新幹線（金沢・敦賀間）整備の地方負担分を資金使途の対象としている。

北陸新幹線は、東京と大阪を結ぶ路線で、これまで1997年10月に高崎・長野間、2015年3月に長野・金沢間が開業した。現在は金沢・敦賀間の整備を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）が行っており、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）と東日本旅客鉄道株式会社（JR

東日本)は2024年3月16日に同区間が開業予定であることを発表した。JRTTは国や県の負担とJRからの貸付料で建設しており、本資金使途項目は県の負担分に充当される。

事業効果としては、東京～福井・大阪～金沢などの鉄道所要時間短縮のほかに、交流人口の活性化、小松駅と小松空港とのアクセス向上、新幹線が整備される駅のまちづくり事業・観光面の活性化等が見込まれている。

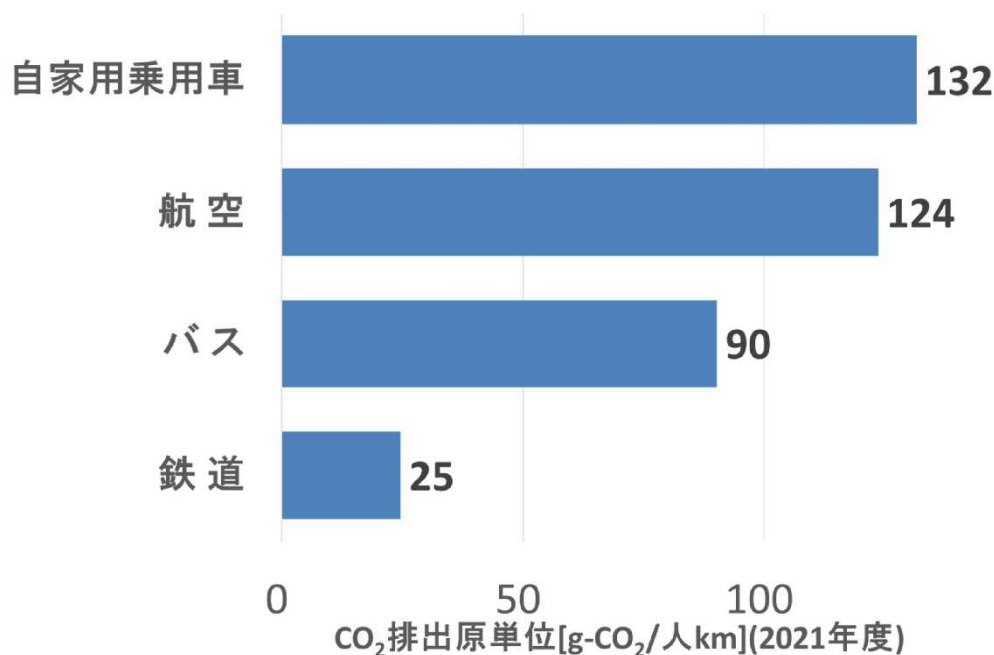


図3：北陸新幹線（金沢・敦賀間）概要図⁷

また、新幹線をはじめとする鉄道は、輸送量当たりのCO₂排出量（旅客）が、航空機と自動車の約1/5であり、他の交通機関と比べて環境に優しい交通機関といえ、環境面への効果も見込まれる。JRTTの事業評価資料（2021年）では、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業により、航空機、バスや自動車から新幹線へのモーダルシフトが生じた場合、年間で約59,000t-CO₂の排出量削減を試算している。

⁷ 出典：石川県ウェブサイト 北陸新幹線 県内全線開業に向けて <https://www.pref.ishikawa.jp/shink/zensen/about/index.html>

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)



※温室効果ガスインベントリオフィス:「日本の温室効果ガス排出量データ」、国土交通省:「自動車輸送統計」、「航空輸送統計」、「鉄道輸送統計」より、国土交通省 環境政策課作成

図4：輸送手段別の輸送量当たりCO₂排出量⁸

以上より、本資金使途項目は継続的にCO₂排出量の削減が見込まれることから、グリーン性を有しているとJCRでは評価している。

【IR いしかわ鉄道資産取得及び設備整備】

石川県は、IR いしかわ鉄道の資産取得及び鉄道運営のための設備整備を資金使途の対象としている。

IR いしかわ鉄道線とは、石川県の金沢駅～倶利伽羅（くりから）駅間（金沢以東区間）を結ぶ第三セクター鉄道線である。2015年3月の北陸新幹線の金沢開業に伴い、JR北陸本線の金沢以東区間は、並行在来線として、JR西日本から経営分離され、IR いしかわ鉄道が経営を引き継いでいる。2024年3月16日の北陸新幹線の県内全線開業時には、JR北陸本線の残る県内区間（金沢以西区間）も経営分離される。

北陸新幹線の県内全線開業後の並行在来線は、能登地域と加賀地域を結ぶ交通の要衝に位置し、JR七尾線のほか、隣県のあいの風とやま鉄道線、ハピラインふくい線等にも接続する幹線区間である。通勤や通学など、県民の経済活動や日常生活を支える地域に不可欠な公共交通として、また、県内を訪れる観光客の二次交通として、持続的に輸送サービスを提供していくことを目指している。

⁸ 出典：国土交通省ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html

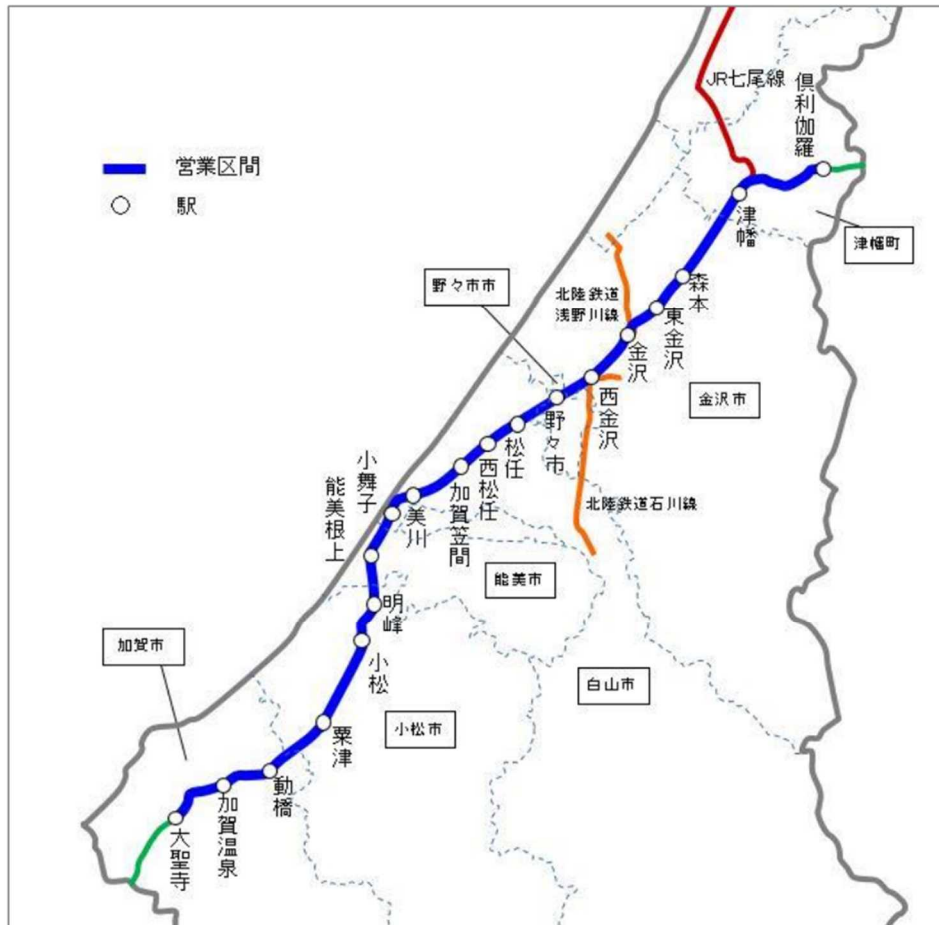


図5：北陸新幹線（金沢・敦賀間）開業後の営業区間と沿線市町⁹

石川県は、IR いしかわ鉄道が、住民生活の重要な交通手段として、将来にわたり安定的な経営を続けていくため、鉄道資産の取得に必要な資金について、県の補助で対応する。また、維持管理に必要な設備整備についても補助を行っていく。

上述の通り、鉄道は、他の交通機関と比べて環境に優しい交通機関であり、環境面への効果も見込まれる。

以上より、本資金使途項目は継続的に CO₂ 排出量の削減が見込まれることから、グリーン性を有していると JCR では評価している。

【公用車の環境対応車（EV、PHV、HV、FCV）導入】

石川県では、公用車への電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）、及び燃料電池自動車（FCV）の導入を資金使途の対象としている。PHV、HV に関しては、CO₂ 排出量が 50g-CO₂/p-km（1人あたり1kmあたり）以下である車両を対象としている。

EV は、バッテリーに充電された電気によって走る車であり、走行時の CO₂ 排出量はゼロであるため、環境改善効果が高いといえる。同様に、FCV は水素と酸素の化学反応による電気によって走る車であり、走行時の CO₂ 排出量はゼロである。HV は内燃機関（エンジン）と電気モーターとい

⁹ 出典：いしかわ並行在来線金沢以西延伸対策検討会 石川県並行在来線経営計画（金沢以西延伸）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/heikouzairaisen/documents/keieikeikaku202211.pdf>

った異なる複数の動力源を搭載し走行する車両であり、ガソリン等の化石燃料を併用することから、その環境改善効果を確認する必要がある。PHV は、外部電源から直接バッテリーに充電できる HV であり、HV よりもバッテリーの電気で走る機会は多くなるが、HV 同様に化石燃料を併用するため、環境改善効果の確認が必要である。

国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative（以下、CBI）が公表している“Land Transport Criteria”において、国際エネルギー機関（IEA）の 2°C 目標達成に向けた科学的根拠に基づくデータをもとに、1 人あたり 1 km あたり CO₂ 排出量が示されている。その数値は、2025 年までのハイブリッド車の CO₂ 排出量上限 50g-CO₂/p-km となっている。石川県は、ガソリン等の化石燃料を併用する PHV、HV の購入費用を資金使途とする際、対象車種がこの上限値を超えていないかを確認する。CO₂ 排出量の確認にあたっては、国土交通省公表の自動車燃費データ等を活用している。したがって、本適格クライテリアは、ガソリン車を導入する場合に比べ、CO₂ 排出量削減効果が期待できる。

石川県は、公用車について、代替可能な環境配慮型自動車がない場合等を除き、既存車両を含め、2030 年度までにすべて環境配慮型自動車とすることを目指している（警察、特殊車両を除く）。本項の取り組みは、上述の「県庁グリーン化率先行動プラン」の取り組みの一つである。

【水素ステーションの整備】

石川県は、水素ステーションの整備を資金使途の対象としている。

石川県は、「石川県環境総合計画」にて、FCV の普及に向けて、水素ステーションの整備等により、水素の普及に向けた取り組みを推進するとしている。

FCV は、水素と酸素の化学反応によって生じた電力で、モーターを駆動させて走行する。水素ステーションは、その源となる水素を補給する場所である。水素ステーションは、FCV が走行するために必要なインフラであることから、グリーン性を有すると JCR は評価している。

資金使途 4：グリーンビルディング

資金使途 4 は、グリーンビルディングに関する事業である。環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

石川県は、環境認証取得を予定した県有建築物の新築、改修を資金使途の対象としている。具体的なクライテリアとして、本フレームワークでは整備対象の施設について、CASBEE 認証 (B+以上)、BELS 認証 (星 3 つ以上)、DBJ Green Building 認証 (星 3 つ以上)、LEED 認証 (SILVER 以上)、BREEAM 認証 (Very good 以上) 又は ZEB 認証 (ZEB Oriented 以上) の環境認証を取得する見込みであることとしている。認証の種類とランクは、環境性能を有する不動産に付与される認証であるため、環境改善効果を有すると JCR は評価する。

CASBEE (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) とは、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点からあらかじめ定められた評価項目を再構成し、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) は、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。

DBJ Green Building 認証は、DBJ (日本政策投資銀行) が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」であり、「Energy & Resources (建物の環境性能)」、「Amenity (テナント利用者の快適性)」、「Resilience (危機に対する対応力)」、「Community & Diversity (多様性・周辺環境への配慮)」、「Partnership (ステークホルダーとの連携)」の 5 つの大カテゴリについて評価している。

LEED (Leadership in Energy and Environment Design) は、建築や都市における環境性能評価システムであり、立地と交通、敷地選定、水の利用、エネルギーと大気、材料と資源、室内環境、革新性等の総合的な観点を評価対象としている。認証の取得のためには、グリーンビルディングとして備えるべき必須条件を満たすことが求められる。

BREEAM (Building Research Establishment Environmental Assessment Method) は、1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。

ZEB とは、自然エネルギーの積極的な活用や効率的な設備システムの導入等の省エネ技術と、太陽光発電などの創エネ技術を組み合わせ、空調、照明等で必要な年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物である。ZEB の種類には、省エネ技術で一次エネルギー消費量を 50%以上削減する「ZEB Ready」、そこからさらに、創エネ技術を加えて、75%以上を削減する「Nearly ZEB」と、100%以上を削減する「ZEB」、及び延べ面積が 10,000 平方メートル以上の建築物において ZEB Ready を見据え正味で 40%又は 30%以上の省エネに加え、さらなる省エネ措置を図る「ZEB Oriented」がある。

上述の「県庁グリーン化率先行動プラン」では、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指すとしており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

資金使途 5：気候変動への適応

資金使途 5 は、石川県の気候変動適応計画である「石川県環境総合計画」で挙げた「気候変動の影響への適応」の項目に資する気候変動適応事業である。石川県は、気候変動による災害の激甚化を想定して適応事業を計画しており、これらの施策によってその災害が未然に防止されることが期待され

るため、環境改善効果を有すると考えられる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

石川県は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料及び石川県へのヒアリングによって確認した。



図 6 : Climate Resilience Principles で求められるステップ概要

「石川県環境総合計画」では、5 つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康）ごとに現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響を分析し、その影響に対する適応策を特定している。

石川県（金沢市）の年平均気温は、100 年あたり約 1.7°C 上昇している。金沢地方気象台によると、現時点を超える追加的な温暖化対策を取らなかった場合（4°C 上昇シナリオ）、将来（21 世紀末）には、20 世紀末より約 4.4°C 上昇し、日最高気温 35°C 以上となる猛暑日（現在平均 3.5 日）が約 23 日増加、さらに日最低気温 0°C 未満となる冬日（現在平均 22.8 日）はほぼなくなると予測されている。

【水害対策】

石川県は、豪雨等による洪水被害の防止・軽減を図るため、浸水被害が生じるおそれのある河川整備、ため池整備、農業用施設の防災対策を資金使途の対象としている。

石川県の年間降水量は全国第 4 位¹⁰で、全国トップレベルにある。気象庁の 4°C 上昇シナリオに基づく予測結果によると、石川県において、21 世紀末には 1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度が増加することが予測されている。過去には、2008 年 7 月の金沢市浅野川における豪雨、2022 年 8 月の小松市における豪雨などによる洪水・浸水被害が発生している。このような被害を防止・軽減し、地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、国及び石川県は水系毎に河川整備基本方針と河川整備計画を策定している。基本方針では過去の被害を踏まえて、達成すべき長期的な目標となる計画高水流量、計画高水位及び川幅などを定め、整備計画では整備の優先性、環境面等を総合的に判断して個別事業を明確にしている。具体的には、河川の拡幅や掘削、堤防整備等を実施する。

また、石川県は、農業分野において、農地防災事業を推進している。農地、農業用施設に対する自然災害による被害の未然防止、農業用水の水質保全、土壌汚染の防止、農業用施設の機能回復等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全、地域住民の生命や暮らしの安全の確保に努めている。具体的な事業としては、ため池の堤体補強、用排水路の拡幅、湛水防除のためのポンプ場改修等を実施する。ため池の整備にあたっては、「防災重点農業用ため池」を

¹⁰ 出典：総務省統計局 統計でみる都道府県のすがた 2023 https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/pdf/all_ken2023.pdf

定めており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、決壊した場合の影響度を踏まえ、優先順位をつけて防災工事を行う。

国は、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めている。石川県は、国の取り組みを参考に、抜本的な改修を行っている河川等を含む二級水系を対象に、流域の関係機関が一体となって取り組む防災・減災対策を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめている。上記の河川整備や農地防災事業は、流域一体となって取り組んでおり、流域治水に係る取り組みの一つである。

石川県は、浸水被害からの安全が確保された家屋数の割合について、2022年度の55%から2032年度には82%まで引き上げることを目指しており、本項の資金使途はこの目標に貢献する。

以上より、本項の資金使途は水害に対して効果を発揮するため、グリーン性があるとJCRは評価している。

【高波・高潮対策】

石川県は、海岸を保全するための護岸・堤防等の整備を資金使途の対象としている。

気象庁の4℃上昇シナリオに基づく予測結果によると、石川県において、海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されている。海岸侵食のマイナスの影響の可能性として、砂浜が侵食されると、砂浜による波のエネルギーの減衰効果が小さくなり、砂浜を越えて岸側に到達する海水の量が増える危険性がある。また、護岸などの海岸保全施設に作用する波の力が増大し、施設が損傷する危険性が高まる。さらに、砂浜の侵食は、砂浜の持つ海水浄化機能を低下させるとともに、生態系を変化させる可能性があり、利用面に関しては、農業・漁業の作業場やスポーツ・レクリエーションの場などを減少させる可能性がある。

石川県においては、千里浜海岸が砂浜の侵食について課題を抱えている。千里浜海岸（なぎさドライブウェイ）は、日本で唯一、車やバイクが走行可能な砂浜海岸である。千里浜海岸では、冬期風浪等により侵食が激しく、毎年1メートルずつ海岸線が後退していた。2011年5月には、千里浜海岸における利活用の推進を含めた砂浜保全システムに関する検討を行うことを目的として、「千里浜再生プロジェクト委員会」を設置し、ハード・ソフト両面から侵食対策の検討を行っている。ハード対策としては、人工リーフや養浜工等の整備を行っており、これらは本資金使途項目の対象となっている。

【土砂災害対策】

石川県は、土砂災害を防止する施設として、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策、道路法面工事を資金使途の対象としている。また、災害時のネットワーク形成に向けた緊急輸送道路の整備も資金使途の対象としている。

石川県は、2014年の石川県羽咋市や広島市での豪雨による土砂災害を受けて、2015年に土砂災害から住民の生命を守るための具体策をとりまとめた土砂災害対策アクションプログラムを策定した。その後、これまでの施策の検証や近年の災害を踏まえた全国の課題を反映し、市町と協働してソフト・ハード両面から土砂災害対策の充実・強化が図れるよう、アクションプログラムを2020年5月に改定している。

改定したアクションプログラムは、5つの重点事項を掲げ、実現に向けた具体的な施策を示している。重点事項「5.砂防施設等の整備」は、ハード対策によって土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）などの自然災害から、住民の生命・財産を守ることを推進しており、要配慮者利用施設や避難所などを守る土砂災害対策の優先的に整備していく方針である。

石川県は、土砂災害からの安全が確保された家屋数の割合を、2022年度の41%から2032年度48%を目指しており、本項の資金用途はこの目標に貢献する。

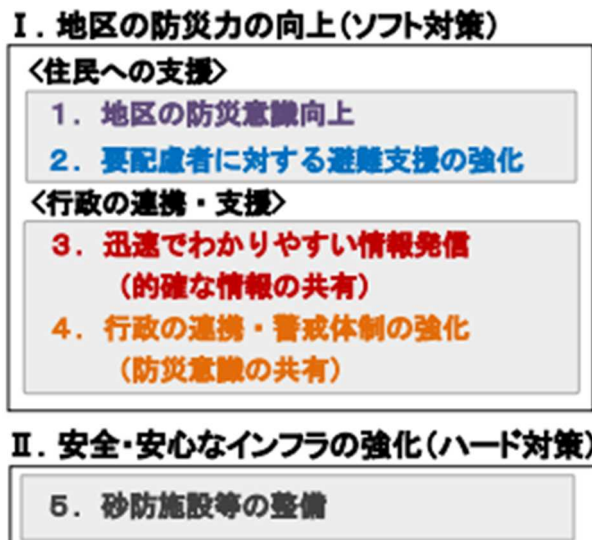


図8：土砂災害対策アクションプログラムの重点事項¹¹

また、近年の集中豪雨及び土砂災害を受け、石川県内の幹線道路の複数個所で通行止めが発生し、県民生活に多大な影響を及ぼしている。本資金用途項目の道路法面工事及び緊急輸送道路は、災害時においても信頼性の高い道路交通を確保し、地域の安全・安心を守ることを目的としている。

JCRでは、新設道路について、国際的な議論及びCBIクライテリア、DNSH¹²の観点等を踏まえ、限定的な条件を満たしたときのみ適格としている。本件は、災害時に他の交通手段から遮断されるリスクのある地域での道路の新設となるため、気候変動への適応事業としてグリーン適格と評価することができる。

現在、富山県西部と石川県能登半島地域を結ぶ一般国道の自動車専用道路「能越自動車道」を整備中であり、延長は約100kmある。「輪島道路」と「田鶴浜七尾道路」が事業中区間となっており、本資金用途項目はその事業中区間が対象である。整備区間の主な事業主体は国であるが、石川県は負担金を支出している。

¹¹ 出典：土砂災害対策連絡会 土砂災害対策アクションプログラム
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/8dosya-soft/documents/r5_actionprogram.pdf

¹² Do No Significant Harm Assessment：EUタクソノミ、CBI Criteria等では、資金用途が他のグリーンプロジェクトに深刻な負の影響を及ぼす懸念がある場合に、当該事業を適格除外とする考え方がとられている。

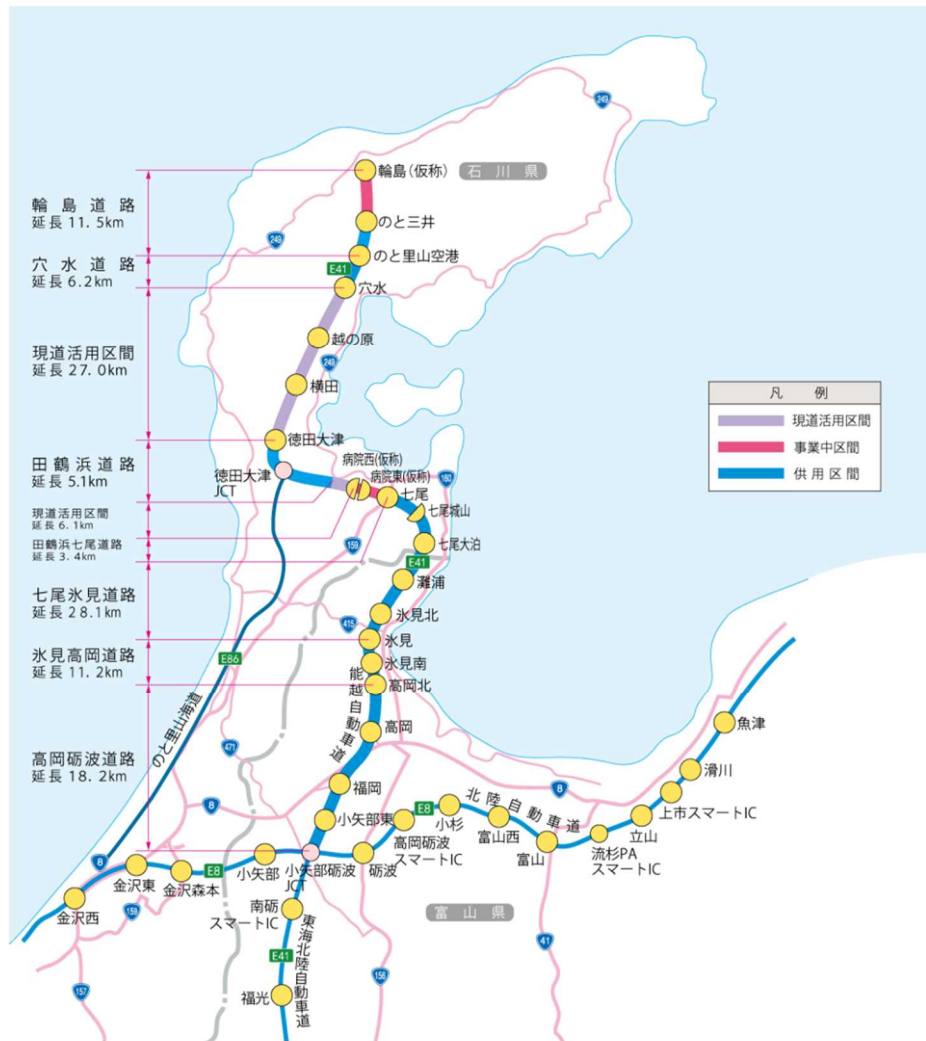


図9：能越自動車道 各路線区間¹³

JCRは、それぞれの道路について、以下の点に着目してグリーン適格と評価した。

- ①災害時の代替通行手段が限定的であること
- ②当該地域の災害発生状況から緊急性が認められること
- ③当該事業により裨益するエリアがあること

「輪島道路」について

- ①：日本海側の輪島市に繋がる国道249号や各主要な道路は、これまでに豪雨、台風そして土砂災害による影響で、度々通行止めが生じている。また、輪島市近辺の土砂災害ハザードマップより、各道路上で土砂災害の危険があることを確認した。通行止めの影響により、輪島市は孤立化の懸念がある。この点から、輪島道路を整備することは、輪島市に繋がる各道路通行止め時のリダンダンシー確保に繋がり、速やかな緊急物資の輸送等に貢献するとJCRは評価している。

¹³ 出典：国土交通省北陸地方整備局 能越自動車道ウェブサイト <https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/road/nouetsu/gaiyou/>

- ②：上述の通り、対象となるエリアは、これまでも豪雨、台風そして土砂災害による影響を受けている地域である。また、洪水浸水想定区域にも含まれており、今後の災害発生の際の蓋然性も相応にある。
- ③：当該事業により輪島市の交通遮断のリスクが軽減される。



図 10：輪島道路と輪島市に繋がる各道路の通行規制発生箇所¹⁴

「田鶴浜七尾道路」について

- ①：石川県七尾市の市街地は、一体が浸水想定区域となっており、七尾市内を通る国道 249 号線や各道路は冠水して通行不能となる懸念がある。田鶴浜七尾道路は高盛土構造で、七尾市の想定される浸水深より高く設計されており、道路機能の維持が可能である。以上より、田鶴浜七尾道路を整備することは、七尾市に繋がる各道路通行止め時のリダンダンシー確保に繋がり、速やかな緊急物資の輸送等に貢献すると JCR は評価している。
- ②：対象となるエリアは、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれており、今後の災害発生の際の蓋然性も相応にある。
- ③：当該事業により七尾市市街地の交通遮断のリスクが軽減される。

¹⁴ 出典：国土交通省北陸地方整備局 能越自動車道ウェブサイト <https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/road/nouetsu/kouka/>



図 11：田鶴浜七尾道路と輪島市に繋がる国道 160 号の通行規制発生箇所¹⁵

また、石川県はグリーンボンドにより調達した資金を「輪島道路」及び「田鶴浜七尾道路」以外の緊急輸送道路の新設に対して充当を予定する場合は、その都度 JCR に確認することとしている。

資金使途 6：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理

資金使途 6 は、森林資源、水産資源、自然環境、生物生息環境の保全等を目的とした整備で、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

【森林・林道整備】

石川県は、森林整備、林道整備、公共建築物や土木工事における県産材利用の促進を資金使途としている。

石川県の森林は、能登地域では、半島中北部の比較的緩傾斜な低山性山地・丘陵地とやや急峻な石動・宝達山地に分布し、加賀地域では、白山（2,702m）を最高峰として北・西の二方向に広がる比較的急峻な加越山地とその麓の標高 200m 以下の丘陵地帯に広く分布している。その面積は 286 千 ha で、県土の 68%を占めている。森林は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材供給などの多面的機能を有しており、安全で豊かな暮らしを支

¹⁵ 出典：国土交通省北陸地方整備局 能越自動車道ウェブサイト <https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/road/nouetsu/kouka/>

えている。一方で、山村の過疎化や高齢化による林業労働者の減少により、間伐等による適正な手入れが十分に行われない人工林が増加し、森林の多面的機能の低下や災害の発生等が懸念されている。

このような状況を踏まえ、石川県はこの豊かな森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021」を策定し、県産材の生産と利用の拡大を軸に、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を実現し、林業と木材産業の発展に向けた好循環を生み出すことを目指している。同ビジョンでは、目指す姿として、「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」「多様で健全な森林の管理・保全」「里山資源を活かした山村の振興」を掲げ、現状と課題を整理し、施策の推進方針を定めている。



図 12：森林資源の循環利用のイメージ¹⁶

森林の多面的機能を維持するためには、樹木の生長を促す間伐、伐採後の植林等の森林整備が必要である。上記の目指す姿「多様で健全な森林の管理・保全」に関して、石川県は、森林を「経済林」、「環境林」、「里山の広葉樹林」、「奥地の天然林」、「海岸防災林」の5つに区分し、区分に応じた適切な管理・保全を行うとする。林道は、森林へのアクセスを目的としており、森林整備を促進する。また、公共建築物や土木工事において、県産材を利用し、木造化・木質化を行うことは、上記の目指す姿「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」に沿い、森林資源の循環利用の実現に繋がる。「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021」では、10年後（2031年度）の県産材供給量 30万 m³の目標を立てている。

JCR は、本資金用途項目が森林資源の循環利用を促進させ、石川県の持続可能な林業と森林の多面的な機能の発揮に資すると評価している。

¹⁶ 出典：林野庁 令和4年度 森林・林業白書 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r4hakusyo/zenbun.html>

【水産資源の保全】

石川県は、漁場・増殖場の整備と漁業調査指導船の整備を資金使途としている。

石川県沿岸域の漁獲量は安定的に推移しており、これからも漁業と水産資源のバランスを保つためには水産資源の保全が重要である。石川県は、水産資源の保全のため、本資金使途項目（漁場・増殖場の整備）を定めており、具体的にはコンクリート魚礁の設置、藻場の保全等を行う。

魚礁は、隠れ場、休み場、産卵場、餌場など、魚が生活するために必要な機能が備わっており、陸上における森や林のような役割を果たしている。藻場も魚礁と同様に、海洋生態系を育む機能を有する。石川県沿岸に広がる藻場は、北海道に次ぎ全国第2位の面積を誇り、特に能登半島は全国最大規模の海藻の群生地となっている。一方で、全国的に藻場が消失する「磯焼け」¹⁷が課題となっている。石川県は、海藻が着生する基質となる自然石やカキ殻などを利用した増殖場の整備を県内全域で展開し、藻場の造成を効率的に推進する。

また、石川県は、石川県沿岸及び沖合における水産資源状況等を把握して適切な資源管理を行うため、漁業調査指導船「白山丸」を保有している。「白山丸」は主に以下の調査を行っている。

- ①スルメイカ資源調査：漁獲加入前、並びに漁獲加入後のスルメイカの分布量を把握するために表層トロールやイカ釣による資源調査を行っている。これらの結果に基づいて、本邦海域におけるスルメイカの漁獲可能量（TAC¹⁸）が設定されている。
- ②底魚資源調査：アマエビ、アカガレイ、ズワイガニの分布状況を把握するためにソリ付桁網による資源調査を行っている。これらの結果に基づいて、アマエビ、アカガレイなどの資源評価が行われている。
- ③海洋観測・卵稚仔調査：日本海の水温の長期動向、並びに浮魚資源の産卵状況を把握するために、海洋観測とプランクトンネットによる卵稚仔採集調査を行っている。これらの調査結果は資源評価の基礎情報として利用されている。

現船の「白山丸」は、竣工後27年¹⁹経過し、老朽化が顕著で、各種操作盤が故障した場合には交換する部品がなく修理困難であることから、代船を必要としている。石川県は、資源管理を持続的に行うため、「白山丸」の代船建造を資金使途項目としている。

以上より、漁場・増殖場の整備については直接的に水産資源の保全・回復に寄与すること、漁業調査指導船の改修・整備についてはデータの収集と分析によって水産資源の管理に寄与していることから、本項の資金使途は持続可能な漁業に資するものであるとJCRは評価している。

¹⁷ 磯焼けとは、「浅海の岩礁・転石域において海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象」を指す。磯焼けが発生すると、藻場の回復に長い年月を要し、磯根資源の減少や成長不良を招き、沿岸漁業に大きな影響を及ぼすとされる。

出典：http://www.sourui.org/publications/phyecology21/materials/file_list_21_pdf/31Isoyake.pdf

¹⁸ 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、TAC制度が運用されている。TAC制度は、魚種別に1年間の漁獲量を漁獲可能量（TAC）としてあらかじめ定め、漁業の管理主体である国及び都道府県ごとに割り当て、それぞれの管理主体が、漁業者の報告を基に割当量の範囲内に漁獲量を収めるよう漁業を管理する制度である。

¹⁹ 石川県によると、日本海側の他府県の平均更新年数は20年程度である。

【自然環境の保全】

石川県は、国立・国定公園等施設整備を資金使途としている。

自然公園は自然公園法に基づき指定されており、規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分され、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」を目的として設置される。現在、石川県には、1つの国立公園と2つの国定公園、そして5つの県立自然公園があり、自然環境保全地域と合わせたこれらの面積は、県土面積の12.8%を占めている。

石川県が関係する国立公園としては、白山国立公園がある。白山は、クロユリやハクサンコザクラなどの高山植物群落やブナの原生林が広がり、イヌワシやツキノワグマなどの野生動物の生息地となっており、その自然性の高さからユネスコエコパーク（生物圏保存地域）に指定されている。国は、2030年までに国土の陸域と海域、それぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する国際目標「30by30」の実現に向けて、この白山国立公園と能登半島国定公園を大規模拡張の候補地に選定している。

課題として、登山道や遊歩道におけるマウンテンバイクの使用やペット同伴など、利用形態の多様化により、野外へのし尿など、自然環境や利用環境に悪影響を与えるおそれのある行為が発生していることが挙げられる。石川県は、本資金使途により、来訪者が規定ルートから逸れることによる植生の踏み荒らしの防止や適切なし尿処理環境の整備等を実施することで、自然環境への影響を小さくし、自然公園の保全を図る。

JCRは、本資金使途項目が自然公園の適切な管理を促進させ、自然資源の持続性を高めると評価している。

【トキの生息環境整備】

石川県は、野生生物保全のためのほ場整備を資金使途としている。

田園地域や里地里山は、水田、水路、ため池、雑木林、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性が豊かな空間となっている。一方、近年は、農家の高齢化による担い手不足が問題となっており、耕作放棄地の増加等によって、従来、身近に棲んでいた生物種の減少が見られるようになった。ほ場整備は、水田の大区画化、水路・農道等の整備によって作業効率を向上させる。したがって、担い手不足解消と耕作放棄地減少に貢献する。

これらを踏まえ、石川県は、ほ場整備にあたり、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を捉え、その食生活・移動経路に着目・配慮した整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進している。

野生のトキは一度絶滅しており、その要因として森林の伐採による繁殖地の減少、農薬の多用による餌動物の減少、山間部の水田の消失などが挙げられる。国はトキの自然状態での安定的な存続を図るため、2021年7月に「トキ野生復帰ロードマップ2025」を示し、安定的な生息数を確保するとともに、遺伝的多様性を確保するため、トキの放鳥候補地の公募を開始した。石川県は本州最後のトキ生息地であり、これまでもトキをシンボルとして、生物多様性の確保や里山里海の保全に

取り組んできたことから、県、能登の9市町、関係団体で「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」を設立し、国へ申請した結果、2022年8月に能登地域が放鳥候補地として選定された。早ければ2026年度のトキ放鳥の実現に向けて、トキが生息できる環境整備や、トキと共生できる社会環境の整備を進めている。

能登地域におけるほ場整備は、トキ放鳥に向けて、トキの生息環境をつくることにも資する。水田には、トキの餌となるドジョウやカエル、オタマジャクシ等が棲んでいる。水田が適切に維持されていくことで、トキの餌となる生物が棲み、そしてトキも棲みつき、生態系のネットワークの保全・再生に繋がる。

JCRは、本資金使途項目が生態系のネットワークを保全・再生させ、持続可能な農業に資するものであると評価している。

以上より、資金使途1~6はグリーン性を有しているとJCRは評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

石川県では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトが環境・社会にネガティブな影響を及ぼすリスクについて特定を行っている。いずれの事業においても、事業特有のリスクを精査したうえで対応策を適切に講じている。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	左記の対応策
資金使途1：エネルギー効率	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切なレアメタル等金属の採掘・使用・廃棄による環境への悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手続きの徹底
<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全面の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等
資金使途2：再生可能エネルギー	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手続きの徹底
<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全面の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等
資金使途3：クリーン輸送	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手続きの徹底

■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
■ 労働安全面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等
資金使途4：グリーンビルディング	
■ 工事に伴う騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
■ 労働安全面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等
資金使途5：気候変動への適応	
■ 工事に伴う騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
■ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 絶滅危惧種等の情報に基づく生息域調査と必要に応じた保護（生息域の工事を取りやめ、繁殖期間外の工事実施）
■ 労働安全面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等
資金使途6：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	
■ 工事に伴う騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可の取得 ➢ 環境アセスメント等の手続き ➢ 地域住民への十分な説明
■ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体で求められる廃棄手続きの徹底
■ 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることの確認
■ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 絶滅危惧種等の情報に基づく生息域調査と必要に応じた保護（生息域の工事を取りやめ、繁殖期間外の工事実施）
■ 労働安全面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受注者における安全施工措置等

また、水産資源の管理において漁業調査指導船の代船を建造予定としており、最新型の主機関のため現船より性能が向上していること、船体形状、スクリュー、舵等の設計を最適化していること、イカ釣用集魚灯にLED集魚灯を導入することで、省エネルギー性能を高めている。

農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、2030年までに「小型沿岸漁船による電化の操業試験の実施」を目標とし、2040年目標としては「漁船の電化の技術確立」を掲げている。まずは、実用化が進んでいるバス・トラックと出力・エネルギー量が近い養殖等の小型沿岸漁船での検討・開発を行っていくこととしている。今後は漁船の電動化技術の開発状況に合わせて、船の設計を行っていくことを期待する。

JCRは、漁船の電動化の技術が未だ確立されていないことから、石川県がこれまでより省エネルギー化を図ることで、気候変動に係る負の影響を低減するよう努めていることを確認した。

環境に配慮したほ場整備に関連して、石川県は、「石川県環境総合計画」にて、水田からメタン排出削減のための中干し期間の延長などの環境にやさしい栽培技術の導入を推進することとしている。

以上より、JCRは、資金使途の対象となるプロジェクトの環境及び社会に対する負の影響について適切に配慮されていることを確認するとともに、プロジェクトごとに適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.2. 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。



目標 15：陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。

ターゲット 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与していると判断している。

1. 目標

石川県は、県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた最上位計画「石川県成長戦略」を策定している。成長戦略は、基本目標として「幸福度日本一の石川県」を掲げており、目標の実現に向けて、土台となる県民の安全・安心が守られ、健やかに暮らせる社会をつくりあげる必要性から2つの視点を設けている。また、2つの視点に基づき、県政の諸課題に取り組むための6つの戦略と、新たな時代の潮流を的確に捉え、飛躍するための2つの横断的な戦略を設けている。

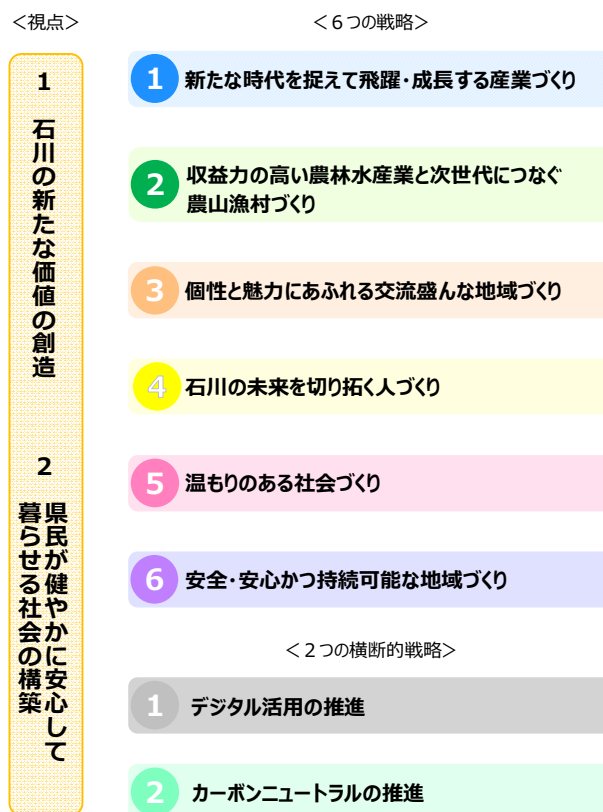


図 13：石川県成長戦略 2つの視点に基づく戦略の体系²⁰

²⁰ 出典：石川県成長戦略 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/keikaku/seichosenryaku.html>

石川県は、本フレームワークで示された資金使途は、6つの戦略の①・②・③・⑥、そして2つの横断的戦略の②に資すると考え、基本目標を推進する取り組みであると捉えている。

また、石川県は、成長戦略を環境分野から推進する位置づけの「石川県環境総合計画」を策定している。環境総合計画は、計画推進のために6つの柱を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに現状、課題、目指す環境の姿、取り組みの方向性、行動目標を示している。

〈取組みの6つの柱〉

地球環境の保全	循環型社会の形成	自然と人との共生	生活環境の保全
質の高い環境の形成に資する産業活動の推進		環境を通じた人づくり・地域づくり	

図 14：石川県環境総合計画 6つの柱²¹

石川県は、本フレームワークで示された資金使途は、6つの柱のうち「地球環境の保全」、「自然と人との共生」、「生活環境の保全」、「質の高い環境の形成に資する産業活動の推進」に資する取り組みであると捉えている。

以上より、グリーンボンド発行の目的は、石川県の掲げる目標や計画と整合的であると JCR では評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ I で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

3. プロジェクトの評価と選定プロセス

Process for Project Evaluation and Selection

グリーンボンドの資金使途とするプロジェクトについては、総務部財政課が候補を抽出し、各部署との協議を経て、選定しています。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、資金調達の担当部署である総務部財政課が県庁内関係各部と協議して環境面への便益等が認められるプロジェクトを選定している。

グリーンボンドで調達した資金を充当するプロジェクトの決定方法については、総務部財政課が県庁内関係各部に事業の進捗状況等を確認した上で選定し、総務部財政課長が最終決定する。また、事前に知事への了解も得ることとなっている。

²¹ 出典：石川県環境総合計画 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/pp/keikaku/indexr4.html>

プロジェクトのグリーン性については、県庁内の関係各部によって判断が行われていること、また資金対象となるプロジェクトは庁内のプロセスを経て決定されることから、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、石川県のグリーンボンドに関する目標、基準、プロセスについては、本フレームワークをウェブサイトに公表することによって投資家に説明されることが予定されている。これより、透明性も高いと JCR は評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、石川県の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

4. 調達資金の管理 Management of Proceeds

地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があります。したがって、本県グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中に適格プロジェクトに充当（以下、「充当プロジェクト」という。）されます。

総務部財政課では、予算編成の都度、県債管理表により全ての起債を管理しています。県債管理表は、県債充当額等を記録しており、本県グリーンボンドの調達資金についても、県債管理表にて充当プロジェクトと他の事業を区分して管理することで、調達資金はあらかじめ選定された個別の充当プロジェクトに紐づけられます。

なお、調達資金が全額充当されるまでの間、又は未充当資金が発生した場合には、当該未充当資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、県の規定に基づき、現金または定期預金等で管理します。

会計年度の終了時には、充当プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後決算関係書類は監査委員の意見とともに県議会に提出され、承認されることとなります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

石川県は、グリーンボンドによる調達を行った年度中に、調達した資金について適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。適格プロジェクトへの資金の充当については、総務部財政課が行い、事業ごとに事業費や充当額等を整理した県債管理表により、充当対象のプロジェクト及び充当額を管理することとしている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金または定期預金等で管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、定期的に総務部財政課長により確認が行われる。加えて、県の監査委員による監査が実施され、その後監査委員の意見とともに決算関係書類は県議会に提出され、議会の承認を得る。また、グリーンボンドに関する書類は償還まで保存される。

以上より、石川県による資金管理は適切であると JCR では評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、石川県のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

5. レポーティング Reporting

(1) 資金充当状況レポーティング

充当プロジェクト及び充当金額を本県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(2) インパクト・レポーティング

充当プロジェクトによる環境改善効果に関する以下の項目について、グリーンボンドの起債翌年度に開示します。

適格プロジェクト	レポーティング項目
<ul style="list-style-type: none"> いしかわエコハウスの省エネ化および省エネ住宅の普及 県有施設の LED 化や省エネ設備の導入 カーボンニュートラルポートの形成（ふ頭照明の LED 化等） 	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績 県有施設の LED 化や設備更新により実現したエネルギー消費量の削減量
<ul style="list-style-type: none"> 県有施設への太陽光発電設備の導入 カーボンニュートラルポートの形成（太陽光発電設備の導入） 	<ul style="list-style-type: none"> 整備実績（導入施設数） 年間発電量
<ul style="list-style-type: none"> 北陸新幹線（金沢・敦賀間）整備 IR いしかわ鉄道資産取得および設備整備 公用車の環境対応車（EV、PHV、HV、FCV）導入 水素ステーションの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 実施したプロジェクトの箇所数、箇所名、整備面積 環境対応車、水素ステーション設備の導入、整備実績 CO₂ 排出削減量
<ul style="list-style-type: none"> 環境性能の高い県有建築物の新築、改修 	<ul style="list-style-type: none"> 環境認証の取得状況
【水害対策】	<ul style="list-style-type: none"> 実施したプロジェクトの箇所数、箇所名、整備面積等

<ul style="list-style-type: none"> ● 河川整備、ため池整備、農業用施設の防災対策 【高波・高潮対策】 ● 海岸保全のための護岸・堤防等の整備 【土砂災害対策】 ● 砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策、道路法面工事 ● 災害時のネットワーク形成に向けた緊急輸送道路の整備 	
<ul style="list-style-type: none"> 【森林・林道整備】 ● 水源かん養機能の維持・向上のための森林整備 ● 森林環境保全のための林道整備 ● 公共建築物や土木工事における県産材利用の促進 【水産資源の保全】 ● 水産資源の増大のための漁場・増殖場整備 ● 漁業調査指導船の整備 【自然環境の保全】 ● 国立・国定公園等施設整備 【トキの生息環境整備】 ● 環境に配慮したほ場整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施したプロジェクトの箇所数、箇所名、整備面積 ● 県産材の利用実績

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況にかかるレポートニング

グリーンボンドによる調達資金の使途は、石川県のウェブサイトでの開示を予定しており、事前に投資家に説明される。石川県は、グリーンボンドにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイトにて開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、ウェブサイト上にて速やかに開示することを予定している。

環境改善効果にかかるレポートニング

石川県は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートニングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイトにて開示する予定である。

環境改善効果に関するレポートニングは、定量的に効果を把握できる設定となっており、適切な開示の対象が特定されている。

以上より、JCR では、石川県によるレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、石川県がサステナビリティに関する問題を県政の重要課題と位置づけ、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する取り組みを推進していると評価している。

石川県は、2016年に県政の最上位計画である「石川県長期構想」を策定した。計画期間は2016～2025年度の10年間であったが、社会のデジタル化やカーボンニュートラルの推進といった新たな時代の潮流に的確に対応するため、最終年度到来前に新たな最上位計画である「石川県成長戦略」を2023年9月に策定した。成長戦略では、「幸福度日本一の石川県」を目指しており、あらゆる分野にGX²²等の考えを取り入れて、積極的な県政運営の方針を示している。

成長戦略を環境分野から推進する位置づけの「石川県環境総合計画」は、2020年に現行計画を策定している。その後、国の地球温暖化対策計画の改定やトキの放鳥に向けた取り組みなど、環境保全に関する状況の大きな変化を踏まえ、2022年に一部改定している。

県、能登の9市町及び関係団体が設立した「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」では、能登地域でのトキ放鳥までに必要となる取組内容等をまとめた「能登地域トキ放鳥推進ロードマップ」を策定している。2023年度は、その「実行元年」と位置づけ、トキ放鳥に向けた取り組みを計画的に進めている。また、能登の9市町にトキ放鳥推進モデル地区を設置し、地区内の水田において、トキの餌となる生き物を定着させるための江や魚道等を試験的に整備し、その効果を検証していく。いしかわ動物園においては、佐渡で飼育されているトキの分散飼育に2010年から取り組み始め、繁殖を成功させている。

²² グリーントランスフォーメーションの略。脱炭素社会を目指す取り組みを通じて、経済社会システムを変革させ、持続可能な成長を目指す。



図 15：トキ放鳥推進モデル地区²³

また、2011 年、「能登の里山里海」は、新潟県佐渡市の「トキと共生する佐渡の里山」とともに、日本で初めて世界農業遺産に認定された。「能登の里山里海」の認定は、生物多様性が守られた伝統的な農林漁法と土地利用、里山里海に育まれた多様な生物資源、優れた里山景観などの点が評価された。石川県は、「能登の里山里海」を将来の世代に継承していくことは、トキの生息環境を維持していくことに繋がると捉えている。

石川県は、脱炭素に向けた目標として「2030 年度の温室効果ガス排出量を 50%削減（2013 年度比）」を掲げている。この目標を達成するためには、部局を横断した連携の強化が必要であることから、2023 年度から県庁内に「カーボンニュートラル推進本部」を設置し、その司令塔として副知事が「CGO（Chief Green Officer：最高グリーン責任者）」に就任している。推進本部は、石川県の脱炭素化に向けた戦略を議論したり、総合的な施策を立案したりしている。

環境全般について記した環境総合計画については、生活環境部環境政策課がとりまとめを担当しており、外部の有識者が委員である環境審議会で審議された後、知事が策定・改定している。環境審議会については、企画計画部会、環境負荷低減部会、持続可能な社会形成部会、自然共生部会、環境影響評価部会、温泉部会の分野別に外部の有識者等が出席しており、専門的かつ活発に議論が行われている。

²³ 出典：能登地域トキ放鳥受入推進協議会 ウェブサイト <https://www.pref.ishikawa.jp/sizen/toki/hocho/index.html>

以上より、JCR では、石川県が生物多様性・地球温暖化対策等の環境問題を県政の重要課題と捉え、県政の方針及び具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みは外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画をもとに行われていると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 新井 真太郎・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル